

岩泉町廃校舎利活用希望者募集要項

1 目的

岩泉町では、学校の統廃合により廃校となった校舎、体育館及び土地（以下「廃校舎」という。）の有効活用を図るため、売却又は貸付によって利活用しようとする人を募集します。

2 廃校舎名及び所在地等

別紙のとおり

3 応募資格

応募資格は、個人又は法人その他の団体で次の各号に掲げる者以外のものとします。

- (1) 岩泉町暴力団排除条例(平成25年岩泉町条例第13号)第2条第2号及び第3号に規定する者と密接な関係を有している者
- (2) 宗教活動又は政治活動に利用する目的の者
- (3) 成年被後見人、被保佐人等契約を締結する能力を有しない者
- (4) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

4 募集スケジュール

(1) 申込書等の提出

廃校舎の利活用を希望する人は、次のアからエまでに掲げる書類（以下「申込書等」という。）のほか、必要に応じてオの書類を提出してください。

ただし、イ及びウの書類については、必要事項が記載されていれば任意の様式でも差し支えありません。

ア 岩泉町廃校舎利活用希望申込書（様式1）

イ 利活用概要書（様式2）

ウ 利活用計画書（様式3）

エ 誓約書（様式4）

オ その他利活用の説明等に必要書類

(2) 申込書等の交付及び受付

申込書等は土・日・祝日・年末年始の休日（12月29日～1月3日）を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間、政策推進課（役場4階）において交付及び受付します。

また、申込書等は町のホームページからもダウンロードできます。

（3） 施設見学

募集期間中、見学を希望したい日の5日前までに、電話にてご連絡ください。

（4） 応募に関する留意事項

ア 申込書等の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担となります。

イ 申込書等の返却は致しませんので、必要に応じて写しを保管してください。

ウ 申込書等に虚偽の記載があった場合は失格とします。

エ 応募後に辞退する場合には、電話連絡のうえ、辞退届（様式5）を提出してください。

5 募集の内容について

今回の募集の結果、応募のあった利活用希望内容を町で検討のうえ、売却又は貸付を進めていきます。

以下、売却又は貸付をする際の条件等について記載します。具体的な進め方は売却又は貸付の具体的な方針が決まった段階で公表します。

【売却の場合】

（1） 売却方法

一般競争入札により行います。

（2） 譲渡条件

ア 公序良俗に反しないこと。

イ 売却に当たっては、境界確定や価格設定等の準備を整えたうえで売却ができる状態にしてから行います。

ウ 廃校舎の状態については現状有姿となります。

エ 廃校舎（土地を除く。）は表題登記していないため、表題登記が必要な場合は、買受者の負担で行ってください。

オ 契約締結後、廃校舎に契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、買受者は売買代金の返還又は損害賠償の請求を求めることはできません。

カ 廃校舎の整備及び運営に当たっては、建築基準法や消防法等の法令を遵守す

るとともに、その他必要な法令、条件等の手続を行ってください。

(3) 契約の締結等

- ア 買受者決定後、仮契約を締結します。契約保証金については仮契約の締結前、町が発行する納入通知により、町が指定する期日までに、売買代金の100分の5以上の額を納付していただきます。
- イ 仮契約締結後、関係機関等の認可及び承認を得て本契約となります。本契約締結後、買受者は町が発行する納入通知書により指定する期日までに売買代金を全額納付しなければなりません。なお、契約保証金は売買代金に充当します。
- ウ 売買代金が完納されたときに所有権が移転し、町が土地の所有権移転登記を行います。
- エ 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税、契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、買受者の負担となります。

【貸付の場合】

(1) 貸付料

原則、有償としますが、地域振興に資すると町が判断した場合は、全部又は一部を無償とすることもあります。

(2) 貸付条件

- ア 公序良俗に反しないもの。
- イ 廃校舎及び周辺環境の適正な維持管理に努めてください。
また、適切な設備の定期点検を実施し、必要な届出を行ってください。
- ウ 廃校舎の維持管理費及び修繕料は利用者負担とします。
- エ 火災保険料は利用者負担とします。
- オ 現状有姿での貸付とします。廃校舎の各種整備に要する費用は利用者負担とします。
また、廃校舎の改造等については、町の承諾を得て、利用者の責任において行い、これに係る費用については利用者負担とします。
- カ 貸付期間を満了した場合、廃校舎の使用を中止する場合、町が公用又は公共用に使用する場合又は売却が決定した場合には、速やかに現状復旧し、返還してください。
- キ 第三者に対する利用の権利の譲渡又は貸付は禁止します。

(3) 利用者選定後の取扱い

貸付申請を経て貸付の可否を判断します。貸付者決定後（審査結果通知後）、貸付内定者と町との間で不動産賃貸借契約締結の手続きを行います。

6 この募集に関する問い合わせ先

岩泉町政策推進課ふるさと振興室（役場4階）

電話：0194-22-2111（内線413）

FAX：0194-22-3562

メールアドレス：seisaku@town.iwaizumi.lg.jp